

スミスの賃金論における Master and Labourer

小 玉 佐 智 子

一、労働の賃金

アダム・スミスは、賃金を論ずる場合、常に「労働の賃金」(wage of labour) という語を使用している。同様に、利潤については資財の利潤、地代については土地の地代と称している。キャンナン(Cannan, E.)によれば、この「労働の賃金」の方が「賃金」(wage)よりも広義の語であると理解されている。すなわち前者には、賃金のほかに俸給と報酬(salary and fee)、また独立した職人の稼ぎ高も含めることができるというのである。⁽¹⁾しかしすくなくとも、スミス自身がそのように理解して「労働の賃金」という言葉を用いているとは考えられない。賃金論に先立つ第六章では、資財の蓄積と土地の占有が行われている進歩した社会のもので、商品の生産についてやされた労働の賃金—キャンナンの wage —を利潤・地代とともに商品価格構成部分に挙げ、種々論じているが、この章ですでに彼は「賃金」ではなく「労働の賃金」と表現しているのである。スミスは第六章においても第八章においても、「労働の全生産物が労働者に属している事物の本来の状態」と、「土地の占有と資財の蓄積が導入されたあとの社会」とを対比して、価値や分配の問題を考察しているが、近代社会の歴史的性格を彼がこのように認識し、重要視したことが、おのずから「労働の賃金」、「資財の利潤」、「土地の地代」というような語を用いさせることになったと思われる。

賃金とは何か、についてスミスは言う、「労働からひきだされる収入は賃金と呼ばれる」(Smith, A., The Wealth

of Nations [The Modern Library], Bk. I, ch. VI, p. 52. 大内兵衛・松川七郎訳「諸国民の富」第一分冊一九六・七頁。—なお以下の原典および邦訳の引用はこの版本による。また特記しないかぎり邦訳は第一分冊の頁数)、そして「労働の賃金とはどのようなところでも、通例、労働者が一人の人格で、かれを使用する資財の所有者も別の人格であるようなばあいの賃金のことだ、と理解されているのである」(Bk. I, ch. VII, p. 66. 邦訳二二三頁)と。すなわちスミスの時代には、都市や農村で資本主義が急速に発達し、労働者の資財(生産手段)所有からの分離が進行しつつあった。そしてスミスの賃金論はかかる資本主義の下における労働者の賃金を考察の対象として、これを理解し得るのである。

しかし当時のイギリスは、全体としては未だ産業革命の前夜であった。スミスは第一章の分業論で、周知のごとくピン製造業を例に挙げて、マニユファクチュアとそこに働く労働者の姿を生き生きと描き出している。そして分業の結果、技術工程が多数の単純な作業に細分されて部分労働者・不熟練労働者に委されるようになり、生産力が大いに向上するに至ったことを述べている。けれども「分業のこの古典形態が二次的金属加工業—ピン製造工業はその一部門—におけるほど早く、しかもこれほど明確な特徴をもって、あらわれた部門はない」のであって、まだ全産業を通じてマニユファクチュアや近代的賃金労働者が支配的であるとは云えなかった。スミス自身、次のように述べている、—「こういう価格の減少は、現世紀と前世紀とを通じて、卑金属をその原料とする製造品のばあいにもっとも顕著であった。……分業をさらに押しすすめることが出来るという点で、あるいはまた、そこで使用される機械類についていろいろさまざまの改善の余地があるという点で卑金属をその原料とする製造業以上にできるものはおそらく全然なかるう」、これに対して「織物製造業においては、同じ期間をつうじて、このように顕著な価格の縮減はまったくなかった。……実際のところ、もっぱらイングランドの羊毛でつくられるヨークシャーの織物のそれは、現世紀をつうじて、その品質の割合からすればひじょうに下落した、という。それにしても、……わたしはこの種の情報をあま

り当てにならないものだと考えている。織物製造業における分業は、現在のところ一世紀まえとほとんど同一であつて、使用されている機械類もはなはだしく異なるものではない」(Bk. I, ch. XI, pp. 243—4. 邦訳第二分冊二〇六一—七頁)。

右に引用したところは、国富論を生んだ時代的・社会的背景をよく物語っていると思う。スミスの見聞した工場制度は、金属加工業を中心とする限られたそれであつて、その当時の北部ヨークシャーにおけるマニユファクチュアの着実な展開については彼は十分に熟知していない。況んや彼は、その十年後には誕生する繊維工業を中心とした産業革命の胎動を未だ感得していないのである。これがスミスの限界である。そしてこのことは、資本と賃労働、従つてまた賃金の本質についての彼の把握を前時代的に制約する。スミスは先述のごとく、資財の所有者と労働者の分離、ならびに部分労働者・不熟練労働者の発生を認識し、そのさらなる発展を予測している。しかし彼の *master* と *labourer* の内容を仔細に検討するならば、決して近代的な資本家と賃労働者が意味されているわけではない。スミスのいう *master* と *labourer* は、彼の分業論におけるピン製造工場の経営者と労働者ではないのである。以下、この点を明かにしたいと思つ。

- (一) E. Cannan, *A History of the Theory of Production and Distribution from 1776 to 1848* (1917), p. 150.
- (二) Paul Mantoux, *La Révolution industrielle au XVIII^e siècle* (1959), p. 285. 徳増・井上・遠藤訳「産業革命」三七八頁。

二、賃金によって生活する階級

それでは、資財の所有者によって使用され、労働から収入を得る賃金稼得者とは、スミスによって具体的にいかなる人々の集団を意味されているのであろうか。

スミスは石炭仲仕からオペラ歌手、あるいは牧師にいたるまで、さまざまの職業の人々の収入を例に挙げてその賃

金論を展開している。しかして彼が真に「賃金によって生活する階級」というのは、大別して一、労働者(labourer)、二、渡り職人(journeyman)―時には職人(workman)という語が用いられる、三、使用人(servant)の三者である。例えば、彼は云う、「ある国で、賃金によって生活する人々、つまり労働者・渡り職人・あらゆる種類の使用人に対する需要が間断なく増進するばあい」(Bk. I, ch. VIII, p. 68. 邦訳二二九頁)、「とはいえ、後者(自由な使用人)の消耗も、実際には前者(奴隸)のばあいと同じようにその親方の経費負担になるのである。あらゆる種類の渡り職人や使用人に支払われる賃金は、……渡り職人や使用人の一族を平均的に存続させようとするものでなければならぬであらう」(Bk. I, ch. VIII, p. 80. 邦訳二五三頁)、「こういうばあいには、親方たちもその相手がわに対して同じようにさわぎたて、……使用人・労働者および渡り職人の団結をきわめて嚴重にとりしめるために制定された諸法律を嚴格に適用することをもとめてやまらう」(Bk. I, ch. VIII, p. 67. 邦訳二二六頁)と。渡り職人ではなく、職人という言葉を用いた一例としては、労働の高稼得が社会にとって有利である理由として「さまざまな種類の使用人・労働者および職人は、あらゆる大きな政治社会の大部分を構成している」(Bk. I, ch. VIII, p. 78. 邦訳二四九頁)と述べている箇所が挙げられる。

このうち労働者というのは、「自由に放任し(徒弟修業を義務づけないという意味―引用者)、それをあらゆる人に解放している」種類の労働に従事している者を意味し、いなかの労働者という表現も使われている(Bk. I, ch. X, pp. 101―2. 邦訳二九五・六頁)。「いなかの地主・農業者および労働者」(Bk. I, ch. X, pp. 125, 127. 邦訳三四四・三四九頁)とか、「たとえば穀物価格においては、一つの部分は地主の地代を支払い、もう一つはその生産に使用された労働者や役畜の賃金または維持費を支払い、さらに第三は農業者の利潤を支払うのである」(Bk. I, ch. VI, p. 50. 邦訳一九二頁)と述べているように、地主や農業者に雇われて賃金を得ている耕夫などの農業従事者は、この「労働者」に相当する。彼らは、親方の家に寄宿していないという意味で、また年雇ではなく、日雇である

という点で独立性を有していた。⁽¹⁾ 農業労働者のほかに、スミスが国富論の中で労働者と明言しているのは炭鉱夫 (Bk. I, ch. X, p. 100. 邦訳二九三頁) / 港灣労働者 (Bk. I, ch. X, p. 110. 邦訳三二三頁) — 石炭仲仕⁽²⁾ である。ギルポイは、当時の一般労働者の例として、煉瓦積み工、石工、舗装工、左官を挙げている。⁽³⁾

次に渡り職人は、中世ギルドにおいては通常七年の徒弟奉公を終えた一人前の職人であって、自ら親方として独立し得ない者を意味した。しかし徒弟制度は一七世紀中葉から次第に衰微しはじめ、スミスも「昔は……七年というのが徒弟修業の通常の継続期間として確立された年限であったように思われる」 (Bk. I, ch. X, p. 120. 邦訳三三三頁) と述べている。徒弟制度が何時頃まで残存していたかは、職種や地域で大いに異なり、例えば梳毛工の場合は織布工に比してかなり厳格にその当時まで維持されていたようであるし、地域的にはヨークシャー地方とくにリーズ⁽³⁾ で比較的衰退がおくれたと云われる。一般には、徒弟は「自分がその職業を教えこんでもらうのと交換に、通例ながらしかの金を親方にあたる」風習が生じ、それとともに徒弟修業期間が短縮されるようになった、「金をあたえることができない徒弟たちは、……通常以上の年数の年期契約をむすぶ」 (Bk. I, ch. X, p. 120. 邦訳二九六頁) とスミスも述べている。また、まったく徒弟修業を経験しないで、渡り職人として就業し得る機会も広がってきていた。もっともこの場合には、修業を経た職人との間に賃金の格差があったにちがいないが、ともかくスミスの時代の渡り職人は、経験や親方との関係において中世のそれとは著しく異なるものがあつたことは明かである。スミスは耕作者に助力を与える工匠として、かじ屋・大工・車輪製造人・すき製造人および裁縫師を列挙している (Bk. III, ch. I, p. 358. 邦訳第二分冊四二三頁) が、そのほか織布工・梳毛工・縮絨工・仕上工・造船工・紡車製造人・時計職人など、熟練を要する工匠や機械職人、製造工で、道具や原料を所有せず、賃金のために雇用されている人々を渡り職人と称する。

最後に、使用人というのは、親方の家や農場で寄宿するのを常とした。⁽⁴⁾ スミスは賃金論では一度だけ召使 (menial

servant) にふれらるる (Bk. I, ch. VIII, p. 69. 邦訳三三〇頁)。しかし全体としては召使ではなく、生産的階級としての労働使用人を意味している。広義には、当時スコットランドの多くの地方に存在した小舎住農夫 (cottier or cottager) を戸外使用人 (out-servant) と呼んで、彼をこれに含めてくる (Bk. I, ch. X, p. 116. 邦訳三二六頁)。使用人の特長としては、親方から独立してはいないということのほか、一般に年契約であることが挙げられる。すなわち「月ぎめか年ぎめで雇われる使用人」(Bk. I, ch. VIII, p. 84. 邦訳二五九頁)、あるいは「今日でさえ、特別の期限が協定されていないければ、法律はあらゆる使用人は一年間雇われているものと見なしているくらいである」(Bk. I, ch. X, p. 138. 邦訳三七〇頁)と述べられている。労働者や渡り職人の賃金は日当もしくは出来高で支払われているのに対して、使用人の賃金は、通常は一年単位で決められていたのである。

使用人の大半が農業に従事していたことは、例えば次のところから知られる、——「それゆえ、すべての部類の親方たちは、食料品が安価な年よりも高価な年に、しばしばその使用人たちと有利な取引をし、前者の年よりも後者の年に使用人たちがいっそう謙遜で親方たちを頼りにしている、ということを見出す。……そればかりではなく、親方たちの最大の二階級である地主たちや農業者たちはまた、食料品が高価な年をよるこぶもう一つの理由をもっている」(Bk. I, ch. VIII, p. 83. 邦訳二五八頁)。すなわちこの引用文中の「親方たちの最大の二階級」という親方は、前半の文章から判断して使用人の親方を意味するものであり、したがって使用人の大半は地主・農業者に使用されていた農業従事者であったことを理解し得るのである。しかし「スコットランドにおける亜麻糸紡績は、靴下編みとほとんど同じように、いまの他のものもろの目的のために主として雇われている使用人たちによってなされている」(Bk. I, ch. X, p. 117. 邦訳三二八頁)というように、地主・農業者の使用人の場合でも、農業労働のみならず、紡績等の工業労働に従事させられたり、みずから副業としてそれを行っていたであろうことは充分想像し得る。

そのほか使用人は商人、とくに小売商にも多数雇われていたと思われるが、徒弟はこれに含んでいないと考えられ

る。スマイスや当時の人々が「徒弟ということばにむすびつけている観念」は、「親方がその職業を教えこむという条件のもとに、特定の職業において、親方の利益のために、一定年限のあいだ働くことを義務づけられた使用人」(Bk. I, ch. X, p. 123. 邦訳三四〇頁)と云うことで、確かに使用人の一種ではある。しかし「徒弟修業の継続期間中、徒弟の全労働はその親方に属する。多くの場合、彼はこの期間中、自分の両親または親類の人々によって扶養されなければならぬし、またほとんどすべての場合、彼はこれらの人々から衣服を供給してもらわなければならない」(Bk. I, ch. X, p. 102. 邦訳二九六頁)のである。その上、先述のごとく徒弟は親方に謝礼を支払う。すなわち徒弟は賃金稼得者ではないのである。もっとも当時、織物業、とくに仕上工程の親方は、徒弟に賃金を支払うことが慣習になってきたと云われる。少年は日雇職人になる前の一定期間(五年—七年)親方の家に寄宿し、賃金を支払われ、しかもその賃金は年功によって増額された。⁽⁵⁾しかしてこのような少年は厳密には徒弟ではなく、スマイスの使用人に相当するであろう。

以上、スマイスの賃金稼得者が労働者、日雇職人および使用人からなること、ならびにその三者の性格について略述した。しかしここでもっとも疑問とされるのは、次の点であろう。すなわち先にも述べたごとく、当時すでに金属加工業や紡績業を中心に工場制度が発達しつつあったが、この工場に働く、婦人や年少の不熟練工を含む真の近代的な賃金労働者をスマイスは如何に把握しているか、右の賃金稼得者の三類型のいずれに妥当するものとして理解しているのか、という問題である。スマイスは、第一章の分業論で小工場に働く労働者を論じている場合には、職人(workman)、ふじょうの職人(common workman)、男(man)、少年(boy)と云う表現を使用し、労働者・渡り職人・使用人という言葉を用いていない。しかし、彼は両者の間に明確な一線を画しているわけではない。第八章になると、「前者(独立の職人—引用者)は個々別々に独立した状態にあるから、大製造場で非常にしばしば後者(渡り職人)の道徳を破滅させるような、悪い仲間の誘惑におちいることが少なからず」(Bk. I, ch. VIII, pp. 83—4. 邦訳二五九頁)と述べ

て、大製造場の労働者に渡り職人の名称を与える。また「食料品が安価な年には、……自分の親方のもとを去る男子の使用人は独立の労働者になる。女子（の使用人―引用者）はその両親のもとに帰り、ふつうは自分たちやその家族の衣服をつくるために糸を紡ぐ」と述べているところから、親方のもと（作業場）に集められた女子の紡績工は、使用人として理解されているのではないだろうかと思われるのである。いずれにしてもスマスは、彼のいう労働者（農業）や渡り職人、使用人と工場労働者との本質的な差異、つまり前三者の大部分がその近き将来に工場労働者に転化するという両者の社会的・歴史的 성격の違いを十分に把握していないのである。

さて、スマスにおける賃金稼得者が真の近代的な賃金労働者でないということは明かである。第一に、賃金稼得者の二つの類型―労働者と使用人は主として農業従事者なのである。当時、すなわち一八世紀の六、七〇年の頃のイギリスは、一般的にみて農業労働者の歴史にとつて最善の時代、あるいは繁栄の時代であると云われるが、それほど彼らは裕福であった、―この世紀の終りには早や人々はこの時代を名残り惜しげに回顧しなければならなかったけれども。また彼らの故郷や土地に対する執着心は強く、それが都市や工業への流出の障害となっていた。少なくとも当時は、製造業に従事する人口と同数の人口が農業に従事していたと推定されるのである。⁶⁾これらの農業労働者や使用人は賃金のために働いていたけれども、農村にとどまっていたかぎり、賃金労働者としての近代的意義をもつものではなかった。第二に、スマスは工場労働者、すなわちピン製造業における不熟練・部分労働者を典型的な賃金労働者として把握し得ず、かわって前近代的な渡り職人をもって製造業における賃金稼得者を代表せしめる。しかし渡り職人は、大部分が程度の差はあれ、修業を積んだ職人であつて、多少とも徒弟条例や同業組合の保護を受ける。また独立職人や親方になるという期待も全く抱き得ないわけではなかった。この点で近代の賃金労働者と異なる。ともあれ、これらスマスの労働者・渡り職人・使用人が完全に賃金労働者に転化するのには、産業革命の洗礼を受けた後のことなのである。

- (1) 「食料品が安価な年には……自分の親方のもとを去る男子の使用人は独立の労働者になる」(Bk. I, ch. VIII, p. 85. 邦訳二六二頁)。
- (2) E. W. Gilboy, *Wages in Eighteenth Century England* (1934). 彼はこれらの職業にある者を全部労働者と見るのではなく、例えば石工の Labourer と石工の craftsman とを分けて、四職種それぞれについて Labourer と craftsman に分けている。スマイスも「石工の渡り職人」(Bk. I, ch. X, p. 130. 邦訳三五四頁)と云つたが、他方「どのような種類の熟練労働者でも、石工や煉瓦積みのそれほどたやすく習得できるものはないように思われる」(Bk. I, ch. X, p. 103. 邦訳三〇〇頁)とも述べている。
- (3) 徒弟制度については、E. Lipson, *The Economic History of England* (sixth ed.), vol. II, pp. 37—42, 52, 75—76, vol. III, pp. 279—294.
- (4) 右の(一)参照。
- (5) E. Lipson, *ibid.*, vol. II, pp. 42—44.
- (6) A. Toynbee, *Lectures on the Industrial Revolution of the Eighteenth Century in England* (sixth ed.), pp. 12—3.

三、独立職人と問屋制支配下の職人

スマイスによれば、単独の独立職人 (single independent workman) は「親方でもあり、職人でもあるわけ」で、したがって彼らの収入は「ふつう二人の別個の人物に属する二つの別個の収入、つまり利潤と労働の賃金とをふくんでいる」と見なすべきである。しかし先にも引用したところの、労働者と雇主とは別個の人格のものであるという通例の理解にしたがって、単独の独立職人は賃金稼得者の範疇から、また彼らの収入は賃金論の対象からはずされることになる (Bk. I, ch. VIII, pp. 65—6. 邦訳第一分冊二二—二三頁)。

この場合スマイスは、自分の小屋において、自分の購入した原料に自分一人で労働を加え、そしてその労働の所産を自分で売り捌く職人を意味していると考えられる。スマイスがそうであったか否かはともかく、利潤と賃金という二種

の収入をふくむというのは本来そのような職人の収入についてのみしか言うことが出来ない。自分の小屋において、他人（親方）の提供した原料に自分自身の労働を加え、他人がその労働の所産を売り捌くという立場にある職人の場合⁽¹⁾には、このことは妥当しない。すなわち後者の職人の収入は賃金であって、利潤の要素をふくまず、要するに彼は賃金稼得者である。石工・指物師・金属細工人などは、一八世紀においては、通常、仕事場と道具とをみずから所有する賃金稼得者―後者の独立職人―であったと言われる⁽²⁾。しかし右の両種の独立職人がもっとも顕著な対照をなしていたのは、主要産業である織物業においてであった⁽³⁾。すなわちヨークシャー地方とその他の地域とは異なる工業制度が支配しており、したがって職人の性格も異なった。そしてスマイスがその相異の本質を如何に把握していたかは興味のあるところである。

ヨークシャー地方では、初期的工場も見出されたが、一般に拡散した職人を一人の雇主のもとに、あるいは一つの屋根のもとに集中することが進まず、一九世紀初めまで家内工業制度が支配的であった⁽⁴⁾。このヨークシャーの家内工業制度においては、職人は彼自身親方であった。彼らは自分の小屋 (cottage) に、自分の道具と原料を所有し、その労働の所産を市場で売った。一八世紀における技術改善は工場制度を不可避的に結果するものではなかったが、とくに一七三三年にケイ (Kay, J.) が特許を得た飛梭の発明は、織布職人にアシスタントを使用せず、単独で、しかもより能率的にその仕事を行うことを可能にするものであった。そしてヨークシャーでは、他地方に先駆けて、飛梭の使用が普及したのである。彼らは一七九四年に行った議会に対する請願で、自らを次のごとく表現している、―「非常に零細な資本でもって、一つの屋根の下で、自分と妻と子供とが協力して、休みなく労働することによって、ようやく人並みに、独立して自分と家族とを支えているもの」と⁽⁵⁾。もちろんヨークシャーの職人のすべてがそうであったわけではなく、渡り職人や徒弟を雇っている親方織工も広く存在していた。しかし彼らもみずから職人として労働したのである。ここには、スマイスのいうその収入が賃金と利潤の両範疇をふくむ独立の職人が典型的に見出されたのであ

る。なお、ヨークシャーの職人がこのような形で独立性を有していたことが、十五・六世紀以来、当時においてもなお他地方からの職人の来住をまねき、同地方の工業発展を有利にしていたと云われる。⁽⁶⁾

これに反して、ヨークシャー以外の地方―西南部―では、とくに十八世紀に入ってから、原料の供給と製品の販売とがますます海外遠隔地市場に依存するようになったことよって、資本主義的工業制度が次第に発展してきた。企業家としての雇主の判断や監督を必要とする機会が著しく増大し、また彼らが重要な役割を果すことなしには織物業の発展をのぞむことが出来なくなったからである。しかし工業制度の変化・発展は、必ずしも目に見える、革命を意味するものではなかった。すなわちその初期―十八世紀―においては、資本家に雇われていた労働者は、独立職人として使用していたものと同じ自分の小屋で、同じ道具を用いて仕事をしたのである。⁽⁷⁾ 変化したのは、これまで自分で原料を所有していた職人が、雇主・親方である資本家の提供する原料で、その指揮のもとに仕事をするべく余儀なくされるようになったということであり、そしてそれによって彼らが実質的には賃金労働者に陥ったという事実である。

さて、先述のごとく、ヨークシャー地方の織物業でもっとも典型的に見られたような、完全に独立した職人については、スマスは明かに親方でもなく、労働者でもないとして、その賃金論の対象からはずしていると思われる。問題は資本家―問屋の支配下に従属しながら、外観上、すなわち自分の小屋で仕事をするという意味では独立していた西南部の職人と、そして彼らの収入とを、スマスがどのように理解していたであろうか、ということである。しかし彼は直接この問題について何も明かにしていないから、吾々は歴史的事実に照して、彼の賃金論の行間から若干のことを推論しうるにすぎない。

「スマスが賃労働者といった場合に、……問屋制支配の下に従属しつつある非独立の生産者も含めていた」、すなわち彼らを賃金労働者と理解し、また彼らの収入を賃金と解していたと主張する論者もある。⁽⁸⁾ この場合、雇主あるいは

は親方というのは、問屋制度の支配下についてはあらゆる類型の問屋とスマスが考えていた、ということになる。しかしながら、当時であつてスマスが、問屋を雇主・親方、そして問屋に従属する生産者を賃労働者というように、両者の関係を今日的に正しく把握していたとは、一概に言うことが出来ないと思う。

たしかに、スマスにおける賃金労働者は、親方の屋根の下で仕事をしているか、職人自身の小屋で仕事をしているかには関係なく、雇主・親方に労働を提供し、賃金を稼得する階級を意味している。しかし後者の場合、つまり問屋を親方とする賃金労働者というのは、おおむね職人が日雇職人などを雇わずに仕事をしている場合に限るようである。仮に、彼が一人の渡り職人を雇つたならば、その雇われた日雇職人はもちろん賃金労働者であるが、雇つた方の職人はスマスによつてしばしば雇主・親方階級に仲間入りさせられることになる。

すなわち問屋の支配下にある職人といつても、職種や地域によつてその性格が異なる。例えば紡績工の場合は、主に織元や梳毛親方 (master cumber) を雇主としていたが、⁽⁹⁾ 田舎に住む女・子供の不熟練工であつたから、スマスのいう工匠ではなく、使用人であつた。これにたいし、織布工は当時、とくに西南部ではアシスタント―日雇職人や徒弟 (家族の場合もあつたが) ―を必要とした。彼らは織元から受取つた工賃の中から日雇職人に賃金を支払い、徒弟を維持しなければならぬ。すなわち雇主である織元に従属する労働者であるが、他方、渡り職人や徒弟に対しては雇主なのである。⁽¹⁰⁾ これらの織布工は貧しかったけれども、「労働者ではなく、富裕な依頼者と合意で契約する、下請人を自任する」⁽¹¹⁾ 傾向があつたと云われる。そして彼らの収入は実際、自分の労働に対する賃金とともに、若干の利潤をふくむものであつた。

スマスは「ノーフォーク (Norfolk) やノリッジ (Norwich) では、⁽¹²⁾ 綿布職の親方 (master weaver) は二人以上の徒弟をもつことができない」とか、「ロンドンの絹織物職は、……親方が同時に二人以上の徒弟をもつことを抑制した」(Bk. I, ch. X, p. 119. 邦訳三三三頁) と述べているが、この場合の雇主・親方はもちろん徒弟を用いて自

ら仕事をしている織布工の意味で、織元ではない。徒弟数を制限した規定は、大部分がすでに撤廃されてしまったり、実際に遵守されていなかったのであるが、ともあれ、古いクラフト・ギルドや徒弟制度の残滓がスマイスこれらの職人を *master* と呼ばせている。スマイスが賃金によって生活する人々として、労働者・渡り職人・使用人を挙げていることはすでに述べた。これらの点を考え合わせると、問屋制度の支配下にある職人は、スマイスの目に―彼らが自任したように―賃金労働者としてよりも、むしろ日雇職人や徒弟の雇主・親方として大きく映じたのではなからうか、と思われるのである。すでに十八世紀に入ってから、西南部地方では親方職人と日雇職人の団結による織元に対する組織的抵抗運動は生じていた。そしてスマイスも親方や労働者の団結について論じている。しかしそうした争議も、常に織元―親方職人・日雇職人の対立として現われたのではなく、親方職人―日雇職人・徒弟の対立として生じることもまだ多かった。例えばスマイスは次のように云っている。―「こういうばあいには、親方たちもその相手がわが対して同じようにさわざたて、声高く官憲の援助をもとめ、また使用人・労働者および渡り職人の団結をきわめて嚴重にとりしめるために制定された諸法律を嚴格に適用することをもとめてやまなご」(Br. I, ch. III, 67. 邦訳二二六頁)。何といっても当時にあつては、親方職人が織機などの生産手段を所有し、日雇職人がそれをもたないという事實は、両者の間に確たる一線を画する理由となつたであらう。

スマイスの時代には、織物業のみならず、多くの産業において古い制度と新しい制度とが併存し、たがいに絡み合つて、複雑な様相を呈していた。職人の独立性と従属性に關しても同様である。こうした時代的制約のために、スマイスは、その独立性を異にする様々の職人たちが産業革命の進展とともに辿る運命を未だ充分に見通し得ず、彼らの階級的性格を歴史的展望をもつて明確に規定することが出来なかつたのである。

(1) この場合、職人は親方に従属しているが、自分の小屋で仕事をするという意味での独立性を有しており、そしてスマイスはしばしばこの意味で独立という語を使用している。

- (2) T. S. Ashton, *An Economic History of England: The 18th Century* (1955), p. 217.
- (3) スミス自身も「織工または靴屋のような独立職人」と、織工を独立職人の例に挙げてゐる—Bk. I, ch. VIII, p. 69. 邦訳第一分冊二三〇頁。
- (4) 当時のヨークシャー地方の織物業が家内工業制度であるとする規定は、例えば W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times, Part I Mercantile System* (1912), pp. 497—503. 一七〇に同書四九七頁の註々 Paul Mantoux, *ibid.* pp. 36—42. 邦訳五〇—五五頁。これに対し、大塚久雄氏によって典型的なマニユファクチュアと規定されていることは周知である。
- (5) E. Lipson, *The Economic History of England, vol. II, (sixth ed.)* p. 70.
- (6) (7) W. Cunningham, *ibid.*, p. 497.
- (8) 内田義彦「経済学の生誕」二六一頁。内田氏がそのように主張される根拠は、スミスが「あらゆる工芸と製造業においては、職工の大部分は、かれらの仕事の原料と、その仕事が完成するまでの賃金と生活維持費とを前貸してくれる雇主を必要とする」、「ヨーロッパの如何なる部分においても、独立の職工一人に対して雇主のもとに働く職工二十人の割である」と述べていることである。しかし前者の引用文は、かならずしも問屋に従属する生産者を表現するものではないであろう。スミスが道具や機械、作業部屋を忘れるのは通例のことであるから。なお、この点に関しては本稿一七頁参照。そして後の方の引用文の「ヨーロッパを通じて一人対二十人という数字は当時の人口や就業状態に関する統計のすべてがそうであるように信頼し得ない。むしろここでの workmen がいわゆる職工を意味しているかどうか疑問である。何故なら、スミスはそのすぐ後で、「地主・農業者・親方製造業者または商人は、たとえ workmen を一人も使用しないでも……」(Bk. I, ch. VIII, p. 66. 邦訳二二四頁)と述べているのである。
- (9) イギリス北西部では主として織元であり、東部では主に梳毛親方であった。—E. Lipson, *ibid.*, p. 45.
- (10) 西南部では織工が飛梭の採用に反対し、問屋も強要しなかったため、普及がおくられた。このため広巾の織機は一人で作業することが出来ないものである。—E. Lipson, *ibid.*, pp. 15, 35, 37. なお、スミスは、織物業における三つの改善として、一、紡糸と紡錘、二、糸の巻きとり作業を促進したり短縮したりする機械、三、縮絨機を挙げているが、飛梭について何も云っていない。(Bk. I, ch. XI, p. 246. 邦訳第二分冊二二二頁)。これは西南部でその普及のおくれていることを物語るものであろうか。初めに述べたごとく、ヨークシャーについてはスミスは熟知していない。

(11) Paul Mantoux, *ibid.*, p. 45. 邦訳六一頁。

(12) ノリッジの織元は「ほんとの貴族階級をなしており、ジェントルマンのようにふるまい、帯剣している。……彼らは何よりもまず商人であって、そのいとなむのは製造ではなく、購入と販売である」— Paul Mantoux, *ibid.*, p. 48. 邦訳六四頁。
スマスはこうした織元を親方と呼ばない。

四' master

スマスにあつては、*master* は地主 (landlord) ・ 農業者 (farmer) ・ 親方製造業者 (master manufacturer) ・ 商人 (merchant) である。例えば、彼は次のごとく述べている。「このようないっさいの争議の場合、親方たちははるか長期間もちこたえることが出来る。地主・農業者・親方製造業者または商人は、たとえ労働者 (workmen) を一人も使用しないでも、すでに獲得したもう一つの資財で、一年や二年ぐらひは大い生活しようと思えばできるものである」(Bk. I, ch. VIII, p. 66. 邦訳二二四頁)。

まず地主は「借地契約の条件をとりきめるばあい、借地人が種子をとり、労働に支払い、家畜その他の富農用具を購入保全すべき資財を維持するのにたりる額に、その近隣における農業資財の通常の利潤を加えた額よりも大きな分け前が、借地人の手もとに残らぬように努力する」(Bk. I, ch. XI, p. 144. 邦訳第二分冊七頁)。彼らは「自分たちの収入を得るのに労働や配慮を全くついやさず、それをいわば自動的に、つまり自分たちの計画や企画とはおよそ無関係に、手に入れる唯一の階級なのである」(Bk. I, ch. XI, p. 249. 邦訳第二分冊二一七頁)。このように、スマスは地主を資本制農業の地主として把握しているのである。資本制農業が全面的に展開したのはイギリスにおいてのみであるが、スマスの時代はいわばその終局の完成期に当たっていた。彼は土地所有や地代に残っていた封建的あるいは過渡的形態を過去の遺物として葬り、⁽²⁾見事に文明社会の地主の本質を捉えたのである。

しかしそれでは何故、この地主がスマスにあつては *master* を構成するのか、ということが疑問となる。スマス

の言うごとく、資本制農業では地主は借地人である農業者と借地契約を結ぶにすぎない。労働者と雇用契約を結び、賃金を支払うのは借地農業者にほかならない。すなわち master は農業者であって、地主は労働者と直接関係がないのである。「自分自身の所有地の一部を経営する」地主は master であり得るが、それは言うまでもなく地主としての彼ではなく、農業者としての彼が master なのである。そしてスミス自身その種の混同については、すでに第六章で、利潤と地代に関して注意を喚起しているのがある (Bk. I, ch. VI, p. 53. 第一分冊一九八頁)。それにもかかわらず、スミスが地主を master として登場させているのは、観念の上でこの両者を区別したものの、当時、実際に借地農業家のみならず、多くの大小地主が自ら農業者として労働者や使用人を雇っていたからであろう。³⁾ スミスは農業者でもって借地農業者を意味し、それと区別する意味で自己の所有地を経営する農業者を地主と称していると考えられる。

次に農業者は農業資本家であり、経営者である。スミスは、「土地を耕す者が、その収穫を刈り入れる時まで、自分を扶養する資力を持ち合わせている」ということはめったにない。彼の生活維持費は、一般に親方、つまり彼を使用する農業者の資財から彼に前払いされる……」(Bk. I, ch. VIII, p. 65. 邦訳二二—二頁)と述べているが、これは当時すでに小ヨーマンが消滅し、⁴⁾ 資本制的経営が形成されてきていたことを示す。ところで土地を手に入れた地主は、先述のごとく農業者となる者もあつたけれども、多くは借地農に農業経営を委ねた。農業知識も労働者の監督能力も持たない彼らにとって、それが結局もっとも有利であつたからである。そして、スミスのいう農業者には、彼の時代に出現したかかる大借地農業家が意味されているであらうことは充分想像されるところである。

しかしそれとともに、若干の労働者や使用人を雇って自らも労働する中層ないしは大ヨウマンリもこれにふくまれていると思う。すなわち彼は次のように述べているのである。——「ふつうの農業者たちが、その農場の一般的な作業を指揮するための監督者を使用する」ということはめつたにない。その上、一般に彼らはみずから手をくだし、すきで

耕す者、まぐわで耕す者などとして、大いに働くのである」(Bk. I, ch. VI, p. 53. 邦訳一九八頁)。この農業者はみずからも労働するが、何人かの労働者や使用人を指揮監督する *master* であると解し得る。彼らの収入は利潤と賃金の両範疇からなるが、階級としては *smis* にあつては *master* である。⁽⁵⁾

親方製造業者については前節でもふれたが、ここでは次の点を繰返し述べておく。 *smis* は「あらゆる親方工匠また製造業者の資本のある部分は、かれの職業上の用具に固定されなければならない。とはいへ、この部分は、ある職業ではきわめて小であり、他の職業ではきわめて大である。裁縫職の親方は、一包の針のほかに職業上の用具を全然必要としない。くつ屋の親方の用具は、これよりもごくわずかであるが高価である。織工の用具となると、くつ屋のそれよりもはるかに高価である。とはいへ、このようなすべての親方工匠たちの資本のはるか大部分は、彼らの職人たちの賃金か、または彼らの材料の価格のいずれかとして流通し、その所産の価格となって利潤とともに払いもどされるのである」(Bk. II, ch. I, p. 263. 邦訳第二分冊二二七頁)と云つていたのである。すなわち彼のいう親方製造業者は原料と賃金とを職人に前貸しするだけでなく、固定資本を所有する。したがって問屋制前貸人ではないことは明かである。

smis の時代の親方製造業者は全体としてまだ幼稚な段階にあつた。「織工またはくつ屋のような独立の職人が自身の仕事のための原料を購買したり、その所産が売り捌けるまで自分を扶養したりするために十分である以上の資財を獲得したばあいには、その仕事によって利潤をあげるために、彼はこの剰余で自然に一人またはそれ以上の渡り職人を使用する」(Bk. I, ch. VIII, p. 69. 邦訳一三〇頁)と述べているごとく、若干の資財を蓄えた職人はしばしば一戸をかまえ、一人か二人の日雇職人を雇うことによつて親方になることが出来た。これらの小親方の多くは、問屋や、これまでの親方から委託された製造を、自分も雇つた職人とともに労働することによつて行うのであり、名目的には親方であっても、実際は労働者にちかい。*smis* が親方製造業者という場合、マニユファクチュアの経営者だけ

ではなく、このような零細で幼稚な master が大きな部分を占めていると考えられる。

なお、商人は卸売商人・小売商人等で、徒弟や使用人の master である。

以上、スマスにおける、またスマスの時代の賃金稼得者と master の性格を明かにしてきた。賃金は、このような「その利害関係をけっして同じくしない両当事者間に通常むすばれる契約に依存する。労働者たち (workmen) は出来るだけ多く獲得することを欲し、親方たち (masters) は出来るだけ少なく与えることを欲する」(Bk. I, ch. VIII, p. 66. 邦訳二二三頁) のである。

(1) W. Ashley, *The Economic Organisation of England* (1914), ch. I.

(2) カムバランド (Cumberland) では、一八世紀末でさえ、土地全体の約三分の二は慣習保有農によって所有されており、小作人は地主に貢納をなし、地代を支払い、地主によって召集された時には何時でも賦役を行ったといわれるが、スマスの時代には未だ地域によっては農奴制度と封建的な地代形態の残滓が見られた。— E. Lipson, *ibid.*, vol. II, p. 371.

(3) 一七三〇年以來、農業の改良に力をつくし、イギリス農業の進るべき道を示したタウンゼント卿の事例を模倣し、地主や貴族がみずから土地経営を指揮することが流行した。— Paul Mantoux, *ibid.*, pp. 145—6. 邦訳二〇四—五頁。

(4) ヨーマンリ消滅の時期については論争があるが、近年においては一八世紀前半とする説が有力である。一八世紀末以降なお残存していたとみるマンントウも、大ヨーマンと小自由保有農・小贖本保有農とを区別して考察すべきであって、一八世紀末期の消滅を示す証言は後者に関するものであったと、つまり小ヨーマンはこの時期に消滅したと主張している。— Paul Mantoux, *ibid.*, pp. 130—2. 邦訳一七一—三頁。

(5) 内田義彦氏は、この引用部分を逆に読むと、耕夫・鋤夫その他を雇い、稀には監督者をも雇うところの普通の農業者までもが労働者にまじって彼自身も労働するかぎり、労働者に含まれていると解されている。— 内田義彦著「前掲書」二六三頁。しかし、この部分ではスマスはこのような普通の農業者の収入は利潤と称されるがその一部分として賃金をふくんでいると云っているだけで、労働者であるとは主張していないし、master であることを否定していない。

Sachiko Kodama

The Meaning of Masters and Labourers in Adam Smith's Wage Theory

Résumé

In Book 1, chapter viii, of the *Wealth of Nations*, Adam Smith says :

Such cases, however, are not very frequent, and in every part of Europe, twenty workmen serve under a master for one that is independent; and the wages of labour are everywhere understood to be, what they usually are, when the labourer is one person, and the owner of the stock which employs him another'.

In this passage, Adam Smith seems to have looked at the matter quite from the modern standpoint.

But Adam Smith did not use the words 'masters' and 'labourers' in a modern sense. According to him, the masters consist of (1)landlords, (2)farmers, (3)master manufacturers, and (4)merchants. The typical master of manufacturing, in his theory, is a small master who works by domestic methods using a few journeymen and apprentices.

The word 'labourers' consists chiefly of (1)farm labourers, (2)journeymen, and (3)servants. Here we can clearly see a pre-modern labourer pattern. He could not regard an unskilled labourer under the factory system as a typical labourer.